

自転車の迷惑運転について

自転車は道路交通法上**軽車両**という位置付けにあります。つまり**交通ルール（道路交通法）は遵守しなければならない**のです。

- 例えば
- ・並進走行（道路に広がって走行）・・・**通行の邪魔**
 - ・右側通行・・・**通行の邪魔**
 - ・携帯電話・スマートフォン
イヤホンを使用しながらの運転・・・**周りの状況がわからない**
 - ・自動車や歩行者の間をすり抜けて運転・・・**危ない**
 - ・スピードの出し過ぎ・一時不停止・・・**危ない**
 - ・傘差し運転・・・etc・・・**危ない**

周りに危ないとか不快な思いをさせる運転は迷惑運転となります。
この様な運転をしていると交通事故に遭う可能性が高くなります。

道路を利用する人すべてがルールを守り、思いやりとやさしさを持ちましょう。

自分は事故に遭わない、起こさないということは絶対にありません。

自転車に乗っていて被害者になってしまった時

- ・ 小さな事故であっても、必ず警察官に来てもらって調書を書いてもらう。
(保険請求時に事故証明必要)
- ・ 軽い怪我の場合でも、必ず医師の診断を受ける。
(その場では緊張や動揺のため大丈夫と思ひ込みやすい)
- ・ 相手（加害者）を十分に確認する。
(相手の名前、住所、連絡先、勤務先、車の登録ナンバーをメモしておく)
- ・ 保険に加入している場合には、事故の状況をただちに保険会社に連絡する。
(この手続きをしないと保険金は支払われない)

自転車に乗っていて加害者になってしまった時

- ・ まずは『負傷者の対応（救急車）』と『安全確保』
(負傷者がいる場合は何よりも先に救護し、119番に通報する)
- ・ 小さな事故であっても、必ず警察官に来てもらって調書を書いてもらう。
(保険請求時に事故証明必要)
- ・ 相手（被害者）を十分に確認する。
(被害者の名前、住所、連絡先、勤務先などをメモし、また自分の名前や連絡先などを伝える)
- ・ 保険に加入している場合には、事故の状況をただちに保険会社に連絡する。
(この手続きをしないと保険金は支払われない)

※ 事故の大小に関わらず、いずれの場合も直ちに保護者・学校(担任)に連絡して下さい。

自転車の安全な乗り方について

自転車事故のパターン ① 右側通行

問題点

日本の道路は、左側通行のため、右から出てくる車のドライバーの視線は、奥からくる車に偏る場合が多い。

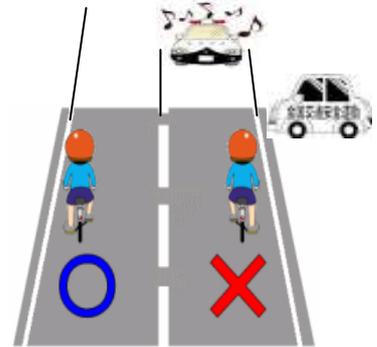
このため、×のついた自転車に気が付かず事故を起こしやすい。

解決策

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければならない。

右側通行は禁止されている。(道路交通法第17条)

【罰則】3ヶ月以下の懲役または、5万円以下の罰金



自転車事故のパターン ② 一時不停止

問題点

一時停止の標識のある交差点で、一時停止を無視して飛び出す。

見通しの悪い交差点で右左折するために、道路に膨らんで飛び出す。

解決策

一時停止の標識[止まれ]は必ず守る。

[止まれ]の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず一時停止及び徐行し、左右をよく見て、安全に通行する。また、見通しのよい交

差点でも、安全のため速度を落とす。狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をする。

(道路交通法第43条)

【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

